

2月中に青色申告会経由で提出された
申告書は1,172通 内e-Tax利用者995件

講習会「会員外対象の記帳講習会」

青色申告会へまだ加入されていない方を対象に、無料記帳講習会を行ないます。
お知り合いの方で青色申告会へ加入していない方へPRをお願いします。

◇パソコン会計体験

3月25日(月)~3月27日(水)

<時間> 午前10時 午後2時

<会場> 事務所内

◎ 日と時間を選んで必ず予約をして下さい

◎ 3日間の内1日午前又は午後の1回で済みます

相談会 消費税記帳相談会

令和6年消費税の記帳は始まっています。軽減税率対応等、日々の正しい記帳を身に付けましょう。来年消費税の申告が必要な方はご参加下さい。

◆ 4月1日(月)・2日(火)

午前10時 11時 午後1時 2時 3時

[会場] 事務所内

[申込制] TEL 225-6555 FAX 224-6670

新規会員記帳相談会

新しくご入会された皆さんを対象に記帳相談会を開催します。
ご都合の良い日時を選んで電話予約の上、ご参加ください。

日時 4月24日(水)・25日(木)

時間 午前10時・11時・午後1時・2時

会場 事務局内

申し込み TEL 059-225-6555

本年度会費未納の方へ

事務局より5月下旬に請求案内を発送致しますので、ご確認の上、納入をお願いいたします。

広告募集中！！

青色申告会の会員さん(約2000名)にお届けしています会報の中に広告を出してみませんか？

①縦8cm×横6cm

【¥2,000】

②縦8cm×横12cm

【¥3,000】

※白黒印刷となります

原稿は紙ベースでも、データでも構いません。
お問い合わせは事務局まで！！

「事業主の退職金制度」 全額所得控除

【小規模企業共済】

小規模企業共済は事業をやめられた時の生活用資金等を、予め積み立てておく、安心・確実な国の共済制度です。

掛金は月額1,000円~70,000円で無理なく自由に選べます。

合わせて全額所得控除となりますので、税制面で大きなメリットがあります。

将来一括で受け取るときは退職所得扱いになって、税制上でのWメリットがあります。

積み立てと節税の一举両得の小規模企業共済へのご加入をお勧めします。

お問い合わせ、お申し込みは事務局まで

◆共同経営者〔後継者・配偶者専従者〕も加入できます

【決算・申告が間違っていたら】

提出された決算書・申告書に誤りを発見したら
☆税金が多くなる場合……修正申告
☆税金が少なくなる場合……更正の請求
ー書類、ご相談は 青色申告会事務局までー

◇青色申告会の業務時間

平日(月曜～金曜)
午前8時半～午後4時半
第一・第三土曜日
午前8時半～正午
日曜・祝日はお休みです

相談会

【減価償却の計算】

毎年一番苦労されるのは、減価償却の計算?今から準備をしておきましょう。
事務局でパソコンに入力しておけば、そのまま使えます。
ご希望の方はお申し出下さい。

◇ 日 4月22日(月)・23日(火)
5月16日(木)・17日(金)

◇時間 午前10時 11時 午後2時 3時

相談会

「複式簿記」&「ブルーリターンA」

記帳は進んでいますか。複式簿記で青色申告特別控除65万円を選択しましょう。
ぜひ参加して勉強して下さい。

◆日 5月8日(水)～10日(金)
5月20日(月)～22日(水)

◆時間 午前10時～11時 午後2時～3時
<持参> 帳簿 通帳 令和5年分決算書控

消費税に対応、自動的に複式簿記で決算書・申告書まで作成、イータックスへも対応するパソコンソフト「ブルーリターンA」の個別体験も併せて行います。

◎日と時間を選んで予約申込をして下さい

【記帳相談会】

日々の記帳は正しく出来ていますか。
帳簿のチェックをはじめ不明な点、不安な点に個別でお答えします。
早め早めの対応が肝心です。

◇ 日 5月13日(月)～15日(水)
◇時間 午前10時 11時 午後2時 3時

『青色共済』+『傷害特約』 月2,250円
健康審査無用・速やかな給付・大きな安心

病気とケガの総合保障

〔共済〕 会員相互の助け合い…必要経費

〔特約〕 ケガの通院は1日目から通院補償

国内、海外を問わず事故補償

(申込・問い合わせは事務局まで)

申込締切 5月15日 (6月1日補償開始)

加藤行政書士事務所



～お気軽にご相談下さい!～

建設業許可申請・経営事項審査・各種変更届、
飲食店営業許可、農地転用などの許認可申請手続き
その他にも、契約書作成、相続、遺言など

津市寿町7番4号 TEL059-227-0133
行政書士 加藤 春美

パソコン斡旋

「windows Vista」「7」「8」のサポートは終了しています。
これを機に、パソコンを新調してみませんか?
ご指定のメーカー等あれば承ります。
詳しいお問い合わせは事務局まで!

昨年の十月より開始されました、インボイス制度を申請された方、忘れずに消費税の申告は済ませましたか?もし、未だの方がお見えでしたら、消費税の確定申告は4月1日までとなっておりますので、お忘れなく申告をお願いいたします!
令和5年度の確定申告にて口座引き落としの手続きをされた方は、所得税が4月23日(火)・消費税が4月30日(火)となっておりますので、引き落とし口座の残高の方の確認をお願いいたします。
インボイス制度を取りやめたい方は、今年度に取りやめの届け出を出しても、適用されるのは令和7年度からとなっておりますので、ご注意ください。

事務局 発